

保育パート ニュース

あなごの声を組合へ

2020.6.2 号外

全日本建設交通一般労働組合保育パート支部

名古屋市千川区宮脇町2-99-2

TEL(052)353-8404

E-mail hoikupart@circus.ocn.ne.jp

夏季休暇

全員に5日間 週2日以下の勤務者にも付与

取り戻した 夏期休暇

昨年度の時点では、付与対象が「週の労働時間が29時間を超えるもの」となっていました。前回のニュースでお知らせしたとおり、代替職員を除く全ての会計年度任用職員に夏季休暇が付与されることになり、5月25日に総務局から正式な通知がありました。今回、週2日以下の勤務者にも付与されます。

対象者は「6月1日に在席する職員又は9月30日まで間に新たに任用される職員で、6か月以上継続した任期がある者」です。

6月1日から取得可能

これまでパート職員は7月1日からの取得でしたが、6

月1日から9月30日まで取得可能です。ただし、所属長が必要と認める場合には、1月30日まで延長することができます。裏面もご覧ください。

なお通知文には「半休で取得」とありますが、旧パート職員は「半休」はありませんので、1日単位または時間単位での取得になります（5月29日に保育運営課に電話で確認）。

数々の処遇改善案

一昨年出された会計年度任用職員の労働条件「案」は、パート職員を週の労働時間数で区切って格差をつけるなど処遇を改善する内容が多かったです。

まず最初に守ったのは 早朝夕刻延長賃金

早い段階で跳ね返したのであまり知られていませんが、当初当局から、早朝・夕刻・延長の割増賃金のプラス150円を無くすと提案がありました。仕事の内容や、子どもや保護者からの信頼度、欠員が多いこと等を訴えて、この提案は撤回させました。

500通超のメッセージ

処遇改善は多岐に及んでいました。組合が「一言メッセージ」を呼びかけると、切実な要求が書き込まれたカードが続々と送られてきました。集まったメッセージは500通以上。すべてを総務局と保育課に送り、名古屋市議会各会派にも抜粋を持参して訴えました。

高市早苗総務大臣に手紙を出し、その返事には「会計年度任用職員にも夏期休暇は付与されるべき」と書かれています。

ました。これは保育課に伝え市議会の教育子ども委員会で訴えました。

ストで前進回答 夏休付与は組合員の力

スト前日に「夏期休暇付与の方向で調整する」と回答がありました。そしてスト当日には、子ども青少年局総務課も同席しての懇談も行われました。この2年間の様々な組合員の行動や、各園から届いた布メッセージを縫い合わせた「要求パッチワーク」がストライキの大きな力となり、要求実現につながりました。

「コロナで有休を使っしまい不安だったので夏休がもらえて安心した」「夏休を取り戻したのは組合あってこそ結果です、ありがとう」等の声が届いています。

旧特別嘱託にも夏休

今回、勤務日数の少ない職員にも夏期休暇が付与されることになりました（代替は除く）。4週に3回以下の勤務

者は、年次有給休暇もなく欠勤もできない苦しい状況でした。月曜日・土曜日は、休暇が必要になる可能性が高い曜日です。帰省やお盆の行事などに利用できますね。

制度上、4週に1回の勤務者など、定められた勤務時間がある職員に5日間の夏期休暇が付与されます。ちょっと多いのでは？という声がないわけではありませぬ。園の運営等を考慮して、良識ある休暇申請を心掛けましょう。

勤務条件通知書 &

給与支給明細書

勤務条件通知書・給与支給明細書にミスがあったという報告が組合に寄せられています。園から書類や給与明細を受け取った際は、間違いがないか確認しましょう。

また、月給制になったことや地域手当が含まれることに加えて、代替勤務等で加算された分の明細がないため、わかりにくいという意見もあります。今後情報やご意見をお願いします。

職員の夏期休暇について

区分	取得期間	付与日数等	付与単位
正規職員 再任用職員	令和2年6月1日 ～9月30日	5日間	1日単位、 又は半日単位、 又は時間単位
会計年度任用職員 (フルタイム)	令和2年6月1日 ～9月30日	最大5日間 (6/1～9/30までの 任期に応じて付与)	
会計年度任用職員 (短時間)	令和2年6月1日 ～9月30日	詳細は下の表を参照	

- ※ 旧嘱託(パート)職員は半休がないため、1日単位又は時間単位で取得する。
- ※ 6月1日に在職している職員は、週の勤務日数にかかわらず5日間付与です。
- ※ 6ヶ月以上継続した任期がある職員に付与。
- ※ 所属長が業務上の繁忙その他必要と認める場合には、10月31日まで延長、さらに必要と認める場合には11月30日まで延長することができる。

会計年度任用職員の夏期休暇の日数について

任 期	採用日	日 数
	6/1 在職者	5日
108日以上	6/2～6/15採用	5日
93日以上	6/16～6/30採用	4日
62日以上	7/1～7/31採用	3日
31日以上	8/1～8/31採用	2日
16日以上	9/1～9/15採用	1日
16日未満	9/16～9/30採用	0日

6月1日から9月30日までの間に新たに任用される職員は、その任期に応じて左の表に定める日数が付与される。

6ヶ月以上継続した任期があることが必要。